

秋田市告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年7月14日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
ショウエイ訪問看護ステーション秋田	秋田市東通七丁目1番1号 R Kビル2階2号室	令和8年5月1日
サポートセンターおぐら	秋田市河辺和田字坂本北470 番地1	令和8年6月1日
アースサポート秋田飯島	秋田市飯島道東二丁目12番 45号	令和5年7月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
仁井田ホームヘルパーステーション	秋田市仁井田新田三丁目1 番15号	令和8年5月31日